

## 三重県病院薬剤師会奨励賞表彰規程

(目的)

第 1 条 本規程は、三重県病院薬剤師会（以下、県病薬という）の正会員および特別会員を対象に、県病薬の事業への会員の主体的な参画を促し、質の高い行動を讃えることで、会員の意欲向上と発展、ひいては県病薬の発展に資することを目的とする。

(表彰の名称)

第 2 条 本規程により県病薬が行う表彰は三重県病院薬剤師会奨励賞（以下、県病薬奨励賞）と称する。

(県病薬奨励賞)

第 3 条 県病薬の事業に主体的に参画し、質の高い行動を行った県病薬正会員および特別会員に対して、県病薬奨励賞を贈り表彰する。受賞回数、連続受賞に制限を設けない。

2 県病薬奨励賞の表彰は通常総会において行う。

3 県病薬奨励賞の表彰対象期間は、前年度の1月1日より12月31日までの1年間とする。

(選考委員会)

第 4 条 県病薬奨励賞の選考は、毎年1回選考委員会において行う。

2 選考委員会は、会長、副会長および常任理事をもって構成する。ただし、県病薬奨励賞の被推薦者は委員から除く。

3 選考委員会の委員長は会長が務める。

4 奨励賞の業務は地区委員会で行う。

(改廃)

第 5 条 本規程の改廃は理事会において行うことができる。

第 6 条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に必要な事項は細則に定める。

## 三重県病院薬剤師会表彰規程細則

第 1 条 表彰については、三重県病院薬剤師会表彰規定によるもののほか、本細則の規定による。

(県病薬奨励賞)

第 2 条 県病薬奨励賞の選考基準は次によるものとする。

- 1) 県病薬正会員または特別会員
- 2) 別表 1 の対象項目において高く評価された者
- 2 規定様式に必要な事項を記入し証明書等を添付して、地区委員長へ提出する。
- 3 県病薬奨励賞の表彰者は 3 名以内とし、表彰状及び記念品の贈呈を行う。

(改廃)

第 3 条 本規程の改廃は理事会において行うことができる。

### 附 則

本細則は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

平成 21 年 4 月 18 日 改正

平成 22 年 4 月 10 日 改正

### 別表 1 評価項目

- 1 県病薬の地区学術勉強会等、県病薬の主催もしくは共催の研修会等における質問者（質問届出用紙【様式 1】に基づき評価する）。なお、様式 1 は座長から所属地区委員へ提出する。
- 2 県病薬主催もしくは共催の学術大会、研修会、研究会、並びに県病薬が推奨する国内学会における筆頭発表者（申告書【様式 2】に基づき評価する）。なお、様式 2 は申告者から所属地区委員へ提出する。
- 3 県病薬の委員会の事業に著しく貢献し、当該委員会の委員長による推薦を受けた者（推薦書【様式 3-1】に基づき評価する）。
- 4 県病薬会誌への投稿者（コーヒーブレイク、会員の声等を含む）または県病薬DI実例集への報告者、並びにプレアボイド報告者（申告書【様式 3-2】に基づき評価する）。

以上を、総合的に評価し、上位より 3 名以内を受賞候補者として理事会に推薦する。

- \* 三重県病院薬剤師会奨励賞申告書（様式 1、様式 2、様式 3-2）と三重県病院薬剤師会奨励賞推薦書（様式 3-1）は、三重県病院薬剤師会のホームページをご参照下さい。